

公沖小協第 26 号
令和2年 5月22日

会 員 各 位

沖縄県島尻郡南風原町字新川218番地11
公益社団法人沖縄県小児保健協会
会長 宮城 雅也
(公 印 省 略)

令和2年度 沖縄県小児保健協会定時総会の追加報告資料

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、別便にて会員の皆様に令和2年5月21日付公沖小協第23号『令和2年度 沖縄県小児保健協会定時総会の開催について』をお送りしておりますが、その総会資料に追加の報告事項がございます。

会員の皆様には、お手数をおかけすることになり申し訳ございません。今回お送りする資料と別便の総会資料を併せてご確認いただきますようお願い申し上げます。

尚、総会の議決結果につきましては、総会終了後早期にホームページに掲載することでご報告と致します。

記

訂正並びに追加資料

報告事項

令和元年度事業報告の件

公益社団法人沖縄県小児保健協会の入会、退会、会費等に関する規則改正の件

－添付資料－

令和2年度総会資料の扉の次第（差し替え）

公益社団法人沖縄県小児保健協会の入会、退会、会費等に関する規則

※添付資料は当法人ホームページ(<http://www.osh.or.jp/>)でも掲載しております。

ユーザー名 osh パスワード osh2020sjz

〒901-1105

沖縄県島尻郡南風原町字新川218番地11

公益社団法人 沖縄県小児保健協会

TEL : 098-963-8462 FAX : 098-963-4402

令和2年度 総会 次 第

司会 浜端宏英（アワセ第一医院 院長）

〔定時総会〕 18:15～19:00

開会の辞

公益社団法人 沖縄県小児保健協会 副会長 照屋 明美

あいさつ

公益社団法人 沖縄県小児保健協会 会長 宮城 雅也

議長選出

〈報告事項〉

令和元年度事業報告の件

公益社団法人沖縄県小児保健協会の入会、退会、会費等に関する規則改正の件

〈決議事項〉

第1号議案 令和元年度決算承認の件

第2号議案 理事選任の件

閉会の辞

公益社団法人 沖縄県小児保健協会 副会長 當間 隆也

総会資料

【報 告】	令和元年度 事業報告書	2
	公益社団法人沖縄県小児保健協会の 入会、退会、会費等に関する規則	20
【議 案】	第1号議案	
	令和元年度 決算報告書（案）	22
	令和元年度 監査報告書	44
	第2号議案	
	理事の選任（案）	45
【参 考】	令和元年度事業計画書	48
	令和元年度収支予算書	52
	“沖縄小児保健賞”の受賞者	58
	“乳幼児健康診査功労賞”の受賞者	59
【紹 介】	令和元年度 はしか“0”プロジェクト委員会の活動概要	60

報告事項

公益社団法人沖縄県小児保健協会の入会、退会、会費等に関する規則改正について

改正内容

- 名誉会長・名誉会員の設置に伴い、会費免除の条文追加
- 変更箇所
 - ①第2条（会員の種別）を追加
 - ②第7条（会費の免除）を追加
 - ③第2条と第7条の追加に伴い条項の繰り下げ

公益社団法人沖縄県小児保健協会の入会、退会、会費等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人沖縄県小児保健協会（以下「この法人」という。）定款第6条、第7条、第8条の規定に基づき、この法人の会員の入会、退会、会費に関する必要事項を定め、会員の地位安定と事業活動の費用に充てる収入を安定的に確保することを目的とする。

(会員の種別)

第2条 定款第5条に規定する会員は、次の各号のいずれかに該当する個人又は団体とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同してその事業を推進するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者で社員総会において推薦された者

(入会等手続)

第3条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする個人又は団体は、入会申込書（第1号様式）を、この法人に提出しなければならない。

- 2 この法人への入会の可否は、理事会において決定する。
- 3 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、入会決定通知書（第2号様式）により、入会申込者に通知しなければならない。
- 4 名誉会員については、理事会において予め本人の意向を確認の上、総会において推薦を決定し、本人に通知するものとする。

(会員名簿)

第4条 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿（様式第3号）に登録する。

- 2 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(会費)

第5条 定款第7条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

(1) 正会員

個人	3,000円
団体	5,000円

(2) 賛助会員

個人	3,000円
団体	5,000円

- 2 事業年度の途中で入会した正会員や賛助会員のその事業年度の会費も前項による。
- 3 正会員の会費については、公益目的事業のために3分の1、法人会計において3分の2を使用するものとする。賛助会費の会費は公益目的のために使用するものとする。

(会費の納入)

第6条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は、第3条第3項に規定する入会決定通知を受けた日から10日以内に、その事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 正会員又は賛助会員は、毎事業年度の会費として8月末日までにこの法人所定の方法によ

り納入しなければならない。

- 3 正会員又は賛助会員から納入された会費については、直ちに会費台帳（(様式第4号)）に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(会費の免除)

- 第7条** この法人は、次に該当する個人会員については、第5条の規定にかかわらず会費を免除するものとする。

- (1) 名誉会長
- (2) 名誉会員

(資格喪失に伴う会員等の会費収入義務等)

- 第8条** 正会員又は賛助会員が事業年度の途中において退会するときは、未納会費を納入しなければならない。

- 2 この法人は、正会員又は賛助会員が納入した当該事業年度において納入した会費については、これを返還しない。

(退会)

- 第9条** 会員は、退会届（第5号様式）を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の規定により会員が退会したときは、会員名簿の登録を抹消する。
- 3 定款第9条並びに第10条の規定により、退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合については、前項と同様に会員名簿の登録を抹消する。

(再入会)

- 第10条** 過去にこの法人の会員であった者で再入会を希望する場合に、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納会費を納入しない限り、再入会は認めないものとする。

(補則)

- 第11条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規則は、公益社団法人沖縄県小児保健協会の設立の登記の日から施行する。

附則

この規則は、平成24年度の定時総会において承認のあった日から施行する。

但し、第5条1項は平成25年度より適応する。

附則

この規則は、令和2年1月10日から施行する。

《以下の様式等は今回の総会資料として掲載省略》